平成２３年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目４番37号
債務者　森本　和郎
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目４番37号
債務者　森本久美子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市扇町133番地２　クリエートマンション302号、旧住所鳥取県鳥取市高住37番地
債務者　竹内　　功
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
鳥取県倉吉市米田町724番地２　県営住宅米田団地１―301号
債務者　片岡　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５号
鳥取県倉吉市大谷茶屋883番地101
債務者　鈴木　力也
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１４号
広島県尾道市向島町5584番地５
債務者　山河あゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４号
愛媛県松山市小坂３丁目４番８号
債務者　水戸　一幸
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
愛媛県松山市南江戸６丁目２番28号　ＳＥＩＶＥハイツⅠ　102号
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
愛媛県松山市南久米町255番地１　サニーフラット久米201号
債務者　奥村　千春
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８０号
福岡県久留米市御井町1661番地３
債務者　高山　　毅
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９号
福岡県久留米市国分町34番地６　レジデンス国分301号、旧住所福岡県久留米市西町315番地
債務者　梅山　ゆい
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１９号
大分県中津市大字大悟法728番地　上村アパート、住民票上の住所福岡県築上郡吉富町大字土屋450番地２
債務者　土屋　智美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
大分県宇佐市大字四日市1644番地の１
債務者　中田　秀雄
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県奄美市名瀬井根町14番24号
債務者　岩切　信子（旧姓中矢）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１０号
茨城県守谷市御所ケ丘５丁目３番地５
債務者　アカザワ　ジーナ　レイコ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
茨城県牛久市刈谷町４丁目89番地の３
債務者　水野　要子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン２―1410
債務者　澤田　好文
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係